

高雄小学校 いじめ防止のための基本方針

令和5年4月 改訂

1 基本的な考え方

(1) いじめ防止についての基本的な考え

児童にとっていじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。この認識に立ち、教職員が日ごろから児童のささいな言動を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応する。

そのために、あらゆる教育活動を通して、相互作用を深め、仲間意識を高めたり、助け合い協力し合ったりすることの大切さを味わわせ、児童一人一人が自己有用感や自己存在感をもつことのできる学校・学級づくりに努めていく。

【いじめに対する基本姿勢】

- ① いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童にも起こりうるものだと考える。
- ② いじめを受けている児童といじめている児童との関係だけでなく、観衆や傍観者の立場にいる児童も、結果としていじめを助長している。
- ③ いじめの様態を次のように考える。
 - ・冷やかしかからかい、悪口やいやなことを言われる。
 - ・仲間外れ、集団によって無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・SNS等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・その他
- ④ 学校、保護者、地域などが、相互に協力し、児童の健全育成を図り、いじめを許さない学校・学級を実現する。

【いじめの定義】

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

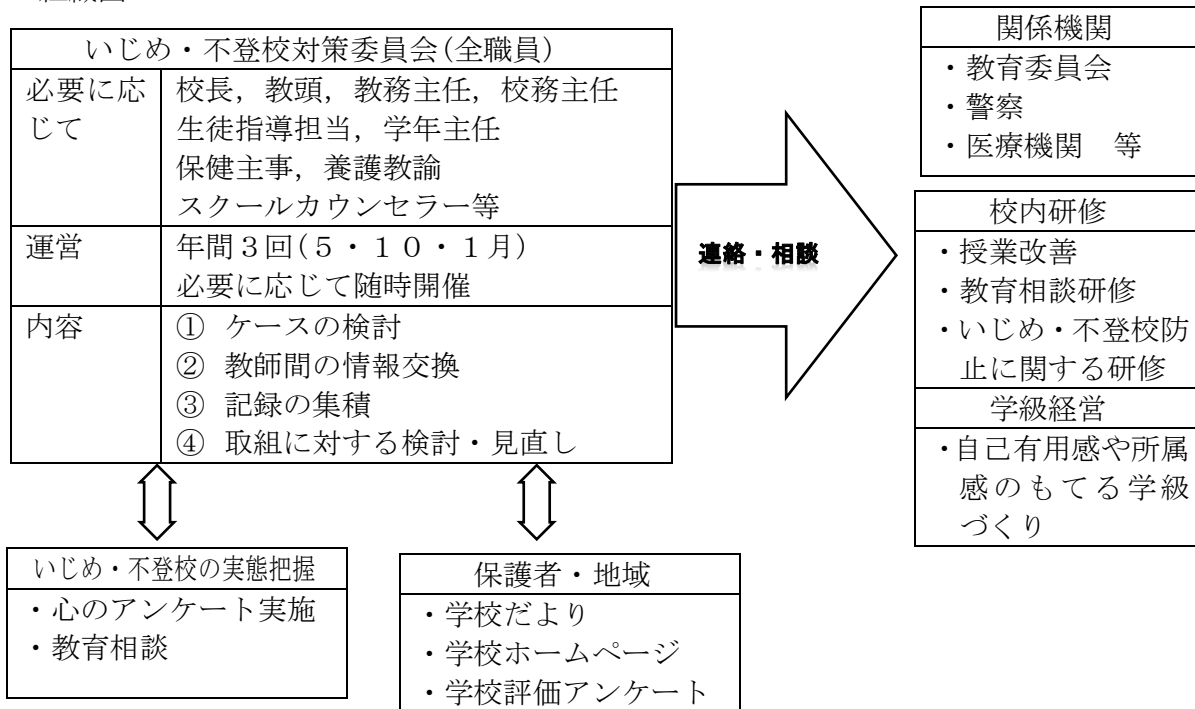
(2) 育てたい児童の力と教師の役割

- ① 育てたい児童の力
 - ・自己の目標や夢を達成するために、何事にも精一杯取り組むことができる。
 - ・深く自己を見つめる力や他者に対して思いやりの心をもつことができる。
 - ・自らが主体的にいじめを許さない学校・学級づくりに努める。
 - ・周囲にいじめがあると思われるときは、勇気をもって当事者に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したりすることができる。
 - ・困難なことに対してくじけずにやりぬくことができる。
- ② 教師の役割
 - ・あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して心豊かに生活できる学校・学級づくりを目指す。
 - ・いじめが発生した場合、状況把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。
 - ・いじめを未然に防ぎ、発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
 - ・定期的なアンケートや個別の面談を実施し、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

2 いじめ防止対策組織

- ・ 定期的(年間3回)に「いじめ・不登校対策委員会」をもち、児童の実態を把握し、いじめ・不登校の防止に努める。また、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。
- ・ いじめが発覚した場合、登校しぶりが継続した状態となった場合には、「いじめ・不登校対策委員会」を随時開催して対処の仕方を検討し、家庭との連携を密にしながら、早期解決にあたる。

〈組織図〉



3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 学級経営を充実させる
 - ・ 児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりに努める。
 - ・ 児童の自発的・自治的な活動が促され、規律と活気のある学級集団づくりに努める。
 - ・ 学級のルールや規律がきちんと守られるように継続的な指導を重ね、粘り強く毅然とした指導に努める。
 - ・ 他者を思いやる正しい言葉遣いができる集団の育成に努める。
 - ・ 学級経営の在り方を常に見つめ直し、よりよい学級経営の実現に努める。
- ② 学習中における生徒指導の充実
 - ・ 「自己決定」「自己肯定感」「共感的人間関係」のある授業づくりに努める。
 - ・ 多様な能動学習を通して、「楽しい授業」「わかる授業」に努め、児童の学び合いからよりよい人間関係を醸成するように努める。
- ③ 倫理観・道徳性の育成
 - ・ 道徳科を要として教育活動全体を通し、命の大切さや思いやりの心を育む指導の充実に努める。
 - ・ 学級会などの話し合い活動を通して、いじめにつながるような諸問題の解決を図ることのできる学級集団の形成に努める。
 - ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットのいじめ加害者、被害者とならないよう指導する。

- ・ 「あさがおタイム」におけるグループ・エンカウンターを活用して、児童相互の交流を深め、互いに認め合える集団の育成に努める。
- ・ キャリア教育を通して自己理解を深め、自分の将来に夢や希望をもつことができるよう努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 日常生活・活動における発見

- ・ 児童の姿勢態度、言動、雰囲気や交友関係に注目して観察に努める。
- ・ さまざまな学習に関わる教師の児童観察について情報伝達しやすい環境をつくり、情報共有に努める。
- ・ 休み時間を利用し、児童と触れ合いを深め児童理解に努める。

② 情報共有

- ・ 毎週金曜日の打ち合わせを利用して情報を共有し合う。

③ アンケート調査・教育相談における発見

- ・ はあとほっとウィーク(教育相談週間)を年3回(5・10・1月)設定し、心のアンケートをとることで、児童の小さなサインを見逃さないよう努める。
- ・ 個別面談を通して、児童の実態を把握するよう努める。
- ・ スクールカウンセラーとの連携に努める。

④ 児童会が主体となる取組

- ・ 児童会による、「いじめ防止標語作り」や「ありがとうキャンペーン」を通して自治的・自発的にいじめ・不登校を防止しようとする集団を育成するよう努める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・報告を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、組織的に対応する。(ささいなことでもいじめ認定し、全職員で共有。アンテナを高く。)
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ いじめが発生した集団への指導を行い、再発防止に努め、いじめを見過ごさない、生み出さない集団作りを行う。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑥ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家や、警察、児童相談所、適応教室等との連携のもとで取り組む。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、図1に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態とは】 (いじめ防止対策推進法28条)

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止の取組について、「学校いじめ基本方針」をもとに、定期的に見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価や、児童・保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会ではいじめ・不登校対応に関する取組の検証を行う。

高雄小学校 いじめ・不登校防止取組の年間計画

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ・不登校防止基本方針」の内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への周知 ・学級開き，学年開き 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開
5月		いじめ・不登校対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会あいさつ運動 ・はあとほっとウィーク ・修学旅行(6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート ・教育相談週間 ・Q-U(1回目) 	
6月			<ul style="list-style-type: none"> ・野外学習(5年) ・情報モラル指導 ・スマホ安全教室(3年) 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業公開
7月			<ul style="list-style-type: none"> ・福祉実践教室(5年) ・児童集会 ・長期休業前の指導 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
8月			<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み校外指導 		
9月			<ul style="list-style-type: none"> ・運動会の取組 ・はあとほっとウィーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・心のアンケート ・教育相談週間 	
10月		いじめ・不登校対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会見学 ・情報モラル指導 		
11月			<ul style="list-style-type: none"> ・くすのき発表会 		<ul style="list-style-type: none"> ・くすのき発表会
12月			<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間(人権集会) ・赤い羽根募金活動 ・冬休み校外指導(生徒指導担当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSミニレター 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
1月		いじめ・不登校対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・なわとび集会 ・はあとほっとウィーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・Q-U(2回目) ・心のアンケート ・教育相談週間 	
2月			<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうキャンペーン ・情報モラル指導 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート
3月			<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果を検証し，「基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 	
通年		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校に関する情報の収集 ・必要に応じて委員会を開いてケース会議 ・対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・あさがおタイム ・道徳の授業の充実 ・分かる授業の充実 ・学級経営の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察 ・スクールカウンセラーの相談 ・日記等の児童のノート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り ・ホームページ

＜図1 重大事態の対応の流れ＞

